

みやぎ食と農の県民条例（平成十二年宮城県条例第百十四号）

農業は、太古から人の命の源泉となる食料を生み出し、人が協力し合って生産活動を行う農村社会を築き、国や地域の重要な存立基盤を成してきた。

世界では、総人口の増加による食料不足、地球温暖化等の気候変動や自然災害の頻発化・激甚化による食料生産の不安定化、国際情勢の影響を受けるエネルギーや食料等の確保の不透明化等が顕著となり、世界的な食料危機の時代を迎えることが危惧される。

我が国においては、いつ、いかなるときにおいても国民の食料を確保する決意をもって、食料生産体制の強化を目指しており、国際的な協力と国内における食料生産体制の確保が不可欠となっている。

このような中で、本県農業は、これまで我が国の主要な食料供給基地として重要な役割を果たすとともに、基幹産業として、地域経済を支えてきた。

近年、農業者の減少や高齢化及び農地面積の減少による生産体制の脆弱化等が懸念される中で、安全安心な国産農産物に対する意識や、農産物の収穫体験の喜び、心なごむ自然とのふれあい、農村が果たしている防災に対する役割等、農村の多様な価値に対する意識が高まっている。

肥沃な^よく耕土と四季折々の気候の中で、長きにわたり培ってきた農業技術や、様々な困難を克服してきた先人たちの知恵を有する本県は、良質で豊かな農産物を生産する農業県として、安全安心な食料を安定的に供給し、農村の多様な価値を最大限発揮できるよう、農業及び農村を発展させていく責務がある。

ここに、本県が世界や我が国の状況を踏まえつつ、食料の供給、農業の発展及び農村の振興に取り組むことを宣言するとともに、その基本理念、基本的施策等を明らかにし、未来に向けて持続的に発展する宮城を創るため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、本県における食、農業及び農村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、農業者、農業団体、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、食、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安定的な食料の供給、持続的な農業の発展及び活力ある農村の振興の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 食、農業及び農村の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 食は、命の源泉であることに鑑み、将来にわたって安全安心な食料が安定的に供給されること。
- 二 農業は、食料を生み出す営みであることに鑑み、生産性が高く環境と調和した多様

な農業が持続的に営まれること。

三 農村は、農業生産、環境の保全、やすらぎ空間、文化の継承、防災等の多面的な機能（以下「多面的機能」という。）を有することに鑑み、総合的な農村の振興が図られること。

（県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食、農業及び農村の振興に向け、地域の特性に配慮しながら、国、市町村、農業者、農業団体、消費者等との連携を図り、総合的に施策を推進するものとする。

（市町村の役割）

第四条 市町村は、基本理念にのっとり、それぞれの自然的・社会的条件に応じて、県、農業者、農業団体等と協力しながら、食、農業及び農村の振興を積極的に図るよう努めるものとする。

（農業者及び農業団体の役割）

第五条 農業者及び農業団体は、基本理念にのっとり、食、農業及び農村の振興に向け、自ら主体的な取組に努めるものとする。

（県民、事業者等の役割）

第六条 県民、食品関連産業事業者等は、基本理念にのっとり、県産農産物の消費及び利用を進めること等により、食、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

（基本的施策）

第七条 県は、第一条に掲げた目的の達成に向け、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 食料が安定的に確保・供給されることへの理解の醸成を図ること。
- 二 食及び農に関する学びの機会の提供及び情報発信により、県内農業及び県産農産物への理解の醸成を図ること。
- 三 安全安心な県産農産物の安定的な供給を図ること。
- 四 県産農産物の県内消費を推進すること。
- 五 水田農業、畜産、園芸等分野ごとの総合的な振興を図ること。
- 六 農業の持続的発展を支える農業経営体及び多様な農業者の育成を図ること。
- 七 環境との調和に配慮した農業及び資源循環型農業を推進すること。
- 八 農地、農業用排水施設その他の農業生産の基盤の整備及び保全を図ること。
- 九 環境の変化及び多様な消費者の需要に対応した農業技術の研究開発を推進すること。
- 十 農業生産技術の改良、情報通信技術その他の先端的な技術等の活用等により、生産性の向上を図ること。
- 十一 県産農産物の高付加価値化を推進すること。

十二 県産農産物の国内外に向けた販売戦略の展開、販売体制の構築等販売力の強化を図ること。

十三 農業と農業以外の産業等との連携により、地域産業の振興を図ること。

十四 農村が持つ多様な価値及び魅力を生かした総合的な振興を図ること。

十五 農村が果たしている多面的機能の発揮及び多面的機能に関する理解の醸成を図ること。

十六 農村を支える人材育成及び農村における多様な交流を促進すること。

十七 野生鳥獣による農作物等への被害防止及び捕獲した鳥獣の利活用を促進すること。

十八 農村における地域の防災機能の強化を図ること。

十九 前各号に掲げるもののほか、食、農業及び農村の振興のために必要な施策を推進すること。

(基本計画の策定)

第八条 知事は、前条各号に掲げる施策を効果的に実施するため、おおむね十年を期間とする食、農業及び農村の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国内自給率向上に向けた県産農産物の生産目標、農地確保の目標面積等、食、農業及び農村の振興に関する主要の目標

二 前号の目標の達成に向けた主要な方策及び施策

三 前二号に掲げるもののほか、食、農業及び農村の振興のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の参画する審議機関において検討を行うなど、県民意見の集約及び反映に努めるものとする。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(事業の実施状況等の報告)

第九条 知事は、基本計画の推進に当たって県民意見の集約及び反映を図るため、県議会及び県民に対し、毎年度、基本計画の推進に向けた事業の実施状況、予定等を報告するとともに、五年ごとに基本計画の目標達成状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第十条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（条例等の周知及び広報）

第十二条 県は、この条例及び食、農業及び農村の振興に関する施策の県民等への周知及び広報を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年条例第一号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。